

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

森林保全課

3(1) 保安林の所在場所

下伊那郡浪合村1139の414、1139の420、1139の421、1139の426、1139の435、1166の120、1166の121、1166の128、1166の129、1166の131、1166の133

(2) 指定の目的

公衆の保健

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林保全課並びに関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。

森林保全課

長野県告示第230号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除します。

平成16年3月29日

長野県知事 田中康夫

1 解除に係る保安林の所在場所

上伊那郡飯島町田切1212の4、1212の5、1212の380、1212の431、1212の433、1212の434、1212の444から1212の446まで、1212の449

2 保安林として指定された目的

水害の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

森林保全課

長野県告示第231号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除します。

平成16年3月29日

長野県知事 田中康夫

1 解除に係る保安林の所在場所

上伊那郡宮田村4752の2、4752の10から4752の12まで、4752の22、4752の23、4752の72、4752の73、4752の99、4752の100

2 保安林として指定された目的

水害の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

長野県告示第232号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除します。

平成16年3月29日

長野県知事 田中康夫

1 解除に係る保安林の所在場所

下高井郡山ノ内町大字平穩字池ノ平7148の75、7148の77

2 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

3 解除の理由

指定理由の消滅

森林保全課

長野県告示第233号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成16年3月29日

長野県知事 田中康夫

1(1) 保安林予定森林の所在場所

小諸市大字山浦字宮沢坂389、木曾郡三岳村6801の1、6801の2、6801の18、6801の19、6801の24、下伊那郡豊丘村大字河野7623の448、北安曇郡池田町大字広津11159から11162まで、11166、11206、11207、11210、11211、11221

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字宮沢坂389、三岳村6801の1、6801の2、6801の18、6801の19、6801の24、大字河野7623の448・大字広津11207（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(7) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

小諸市大字平原字東居祖1912、1922、大字山浦字日向2639、北佐久郡御代田町大字馬瀬口字北側2279の4

(2) 指定の目的
土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(9) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林保全課並びに小諸市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林保全課

長野県告示第234号

長野県松本建設事務所長から、次のとおり公共測量が終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成16年 3月29日

長野県知事 田中康夫

- 1 作業種類 公共測量（数値図化レベル1000）
- 2 作業期間 平成15年11月20日から平成16年 2月20日まで
- 3 作業地域 南安曇郡安曇村明ヶ平地域

監理課

長野県告示第235号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成16年 3月29日

長野県知事 田中康夫

- 1 施行者の名称
松川町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
松川都市計画下水道事業 松川町公共下水道
- 3 事業施行期間
平成5年 2月18日から
平成21年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
平成5年長野県告示第134号、平成9年長野県告示第452号及び平成11年長野県告示第395号の事業地のうち長野県松川町元大島地内において事業地を変更する。

下水道課

長野県告示第236号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成16年 3月29日

長野県知事 田中康夫

- 1 施行者の名称
塩尻市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
塩尻都市計画道路事業 3・4・23号堰西えびの子通線
- 3 事業施行期間
平成9年12月18日から
平成19年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

都市計画課

長野県告示第237号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成16年 3月29日

長野県知事 田中康夫

- 1 施行者の名称
長野市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
長野都市計画道路事業 3・6・8号千才町通り
- 3 事業施行期間
平成10年 1月8日から
平成19年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

都市計画課

長野県告示第238号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成16年3月29日

長野県知事 田中康夫

- 1 施行者の名称
中野市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
中野都市計画道路事業 3・5・4号駅前線

- 3 事業施行期間
平成11年11月8日から
平成17年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

都市計画課

長野県告示第239号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。
その関係図面は、告示の日から平成16年4月13日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年3月29日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 松本塩尻線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
松本市大字中山6830番の3地先から 松本市大字内田字立石792番の7地先まで	旧	9.0~20.0 ^m	0.2254 ^{km}
		6.0~18.0	0.2485
同 上	新	9.0~20.0	0.2254

道路維持課

長野県告示第240号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。
その関係図面は、告示の日から平成16年4月13日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県豊科建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年3月29日

長野県知事 田中康夫

- 1 (1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 147号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
南安曇郡豊科町大字豊科5479番の1地先から 南安曇郡豊科町大字豊科5462番の4地先まで	旧	8.5~10.7 ^m	0.2151 ^{km}
		9.0~42.0	0.2151
同 上	新	9.0~42.0	0.2151

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 豊科大天井岳線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
南安曇郡豊科町大字南穂高3127番地先から 南安曇郡豊科町大字豊科5469番の1地先まで	旧	12.6~27.0 m	0.1863 km
同 上	新	12.6~39.8	0.1863

道路維持課

長野県告示第241号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成16年4月13日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年3月29日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 406号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
須坂市大字仁礼字河原499番の3地先から 須坂市大字仁礼字河原510番の1地先まで	旧	12.0~18.0 m	0.1240 km
同 上	新	14.5~20.0	0.1240

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 豊野南志賀公園線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
上高井郡高山村大字中山字中村2011番の3地先から 上高井郡高山村大字中山字中村2014番の1地先まで	旧	7.0~8.0 m	0.0800 km
同 上	新	8.0~9.1	0.0800

- 3(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 豊野南志賀公園線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
上高井郡高山村大字中山字中塩4840番の1地先から 上高井郡高山村大字中山字中塩4819番の2地先まで	旧	9.0~10.8 m	0.1665 km
同 上	新	9.0~18.6	0.1665

- 4(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 大前須坂線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
上高井郡高山村大字牧字藤沢1608番のイ地先から 上高井郡高山村大字牧字藤沢1610番の2地先まで	旧	5.4～8.2 m	0.0710 km
同 上	新	18.8～26.0	0.0710

- 5(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 大前須坂線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
上高井郡高山村大字牧字湯沢滝沢1番の170地先から 上高井郡高山村大字牧字湯沢滝沢1番の45地先まで	旧	5.0～25.8 m	0.4820 km
同 上	新	12.3～46.3	0.4820

道路維持課

長野県告示第242号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成16年4月13日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年3月29日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 路線名 松本塩尻線
 2 供用を開始する区間
松本市大字中山6830番の3地先から
松本市大字内田字立石792番の7地先まで
3 供用を開始する期日 平成16年4月7日

道路維持課

長野県告示第243号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成16年4月13日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県豊科建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年3月29日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1(1) 路線名 147号
 (2) 供用を開始する区間
南安曇郡豊科町大字豊科5479番の1地先から
南安曇郡豊科町大字豊科5462番の4地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成16年3月29日

- 2(1) 路線名 豊科大天井岳線
 (2) 供用を開始する区間
南安曇郡豊科町大字南穂高3127番地先から
南安曇郡豊科町大字豊科5469番の1地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成16年3月29日

道路維持課

長野県告示第244号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成16年4月13日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年3月29日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1(1) 路線名 406号
 (2) 供用を開始する区間
須坂市大字仁礼字河原499番の3地先から
須坂市大字仁礼字河原510番の1地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成16年3月29日
 2(1) 路線名 豊野南志賀公園線
 (2) 供用を開始する区間
上高井郡高山村大字中山字中村2011番の3地先から
上高井郡高山村大字中山字中村2014番の1地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成16年3月29日
 3(1) 路線名 豊野南志賀公園線
 (2) 供用を開始する区間
上高井郡高山村大字中山字中塩4840番の1地先から

上高井郡高山村大字中山字中塩4819番の2地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成16年3月29日
 4(1) 路線名 大前須坂線
 (2) 供用を開始する区間
 上高井郡高山村大字牧字藤沢1608番のイ地先から
 上高井郡高山村大字牧字藤沢1610番の2地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成16年3月29日
 5(1) 路線名 大前須坂線
 (2) 供用を開始する区間
 上高井郡高山村大字牧字湯沢滝沢1番の170地先から

上高井郡高山村大字牧字湯沢滝沢1番の45地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成16年3月29日
 6(1) 路線名 村山小布施停車場線
 (2) 供用を開始する区間
 須坂市大字相之島字七反配572番の1地先から
 須坂市大字相之島字新田1377番の3地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成16年3月29日

道路維持課

長野県公営企業告示第2号

長野県ガス供給条例施行規程実施要綱(昭和50年長野県公営企業告示第7号)の一部を次のように改正し、平成16年4月1日から施行します。

平成16年3月29日

長野県公営企業管理者 古林弘充

第19条及び第22条第2項中「200円」を「210円(税込価格)」に改める。

別表第2を次のように改める。

(別表第2)(第14条関係)

内管工事費単価表

単価区分	工種	新設	増設	撤去
	基本工事費 (一式につき)	税込価格	29,179.5円	2,835円
税抜価格		27,790円	2,700円	2,460円
灯外管工事費 (1メートルにつき)	税込価格	5,040円	3,748.5円	388.5円
	税抜価格	4,800円	3,570円	370円
灯内管工事費 (1メートルにつき)	税込価格	4,945.5円	3,916.5円	1,323円
	税抜価格	4,710円	3,730円	1,260円
諸経费率		10%		

- (注) 1 「新設」とは、新たにガス使用申込みを受けた場合の工事をいい、「増設」とは、ガス機器の増設に係る場合及び家屋の増改築に係る場合の工事をいい、「撤去」とは、ガスの使用を中止する場合及び不用管を取り除く場合の工事をいう。
- 2 「基本工事費」とは、新設にあつてはメーター回りに係る工事の費用をいい、増設にあつては埋設部の掘削、既設ガス管からの取出し及び新設ガス管の接続に係る工事の費用をいい、撤去にあつては埋設部の掘削及び切断プラグ止めに係る工事をいう。
 「灯外管工事費」とは、道路との境界線からメーター立上り管の下位置までの工事の費用をいう。
 「灯内管工事費」とは、メーター立上り管の下位置からガス栓までの工事の費用をいう。
- 3 見積延長は0.5メートル単位で計算し、端数は切り捨てる。ただし、全延長が0.5メートル未満のときは0.5メートルとする。

別表第3中

規格	工事費	諸経費率
3/8	一個につき 3,410円	10%
3/8		
3/8		
3/8		
1/2		
1/2		
3/8	一個につき 5,650円	
3/8	一個につき 5,540円	
3/8	一個につき 5,540円	
1/2	一個につき 2,690円	
1/2	一個につき 2,690円	
3/4	一個につき 3,070円	

を

規格	工事費(1個につき)		諸経費率
	税込価格	税抜価格	
3/8	3,580.5円	3,410円	10%
3/8			
3/8			
3/8			
1/2			
1/2			
3/8	5,932.5円	5,650円	
3/8	5,817円	5,540円	
3/8	5,817円	5,540円	
1/2	2,824.5円	2,690円	
1/2	2,824.5円	2,690円	
3/4	3,223.5円	3,070円	

に改める。

ガス課

長野県教育委員会告示第3号

文化財保護条例(昭和50年長野県条例第44号)第4条第1項及び第25条第1項の規定により、次のとおり長野県宝及び長野県無形民俗文化財に指定します。

平成16年3月29日

長野県教育委員会

1 長野県宝に指定する文化財

名称	員数	所在地	所有者の住所及び氏名又は名称
平沢文書	3,800点	飯田市追手町2-655-7 (飯田市美術博物館)	飯田市
紙本著色諏訪社遊楽図(六曲屏風)	1双	諏訪市中洲171-2 (諏訪市博物館)	上田市大字神畑759 手塚久英
屋代遺跡群出土木簡	130点	千曲市大字屋代字清水260-6 (長野県立歴史館)	長野県

2 長野県無形民俗文化財に指定する文化財

名称	所在地	保存団体の住所及び名称
大島山の獅子舞	下伊那郡高森町大字大島山812	下伊那郡高森町大字大島山812 大島山瑠璃寺獅子舞保存会

文化財・生涯学習課